

国民年金（老齢基礎年金）の請求手続きについて

65 歳になられる方で国民年金期間のみの方（1 号被保険者）は、老齢基礎年金の裁定請求書が届きますので、誕生日後（満 65 歳になった以降）に町民課戸籍年金係で手続きを行ってください。
※老齢基礎年金の受給資格を満たすためには、国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間などを含む）が原則として 25 年以上あることが必要です。
厚生年金加入期間がある方（2 号被保険者）や、厚生年金加入者に扶養されていた配偶者（3 号被保険者）の方は、北見年金事務所での手続きとなります。
■持参するもの
○印鑑
○本人及び配偶者の年金証書（年金受給者の場合）
○本人及び配偶者の年金手帳、若しくは基礎年金番号通知書
○運転免許証など本人確認ができるもの
○預金通帳（年金振込先として使用する通帳）
○日本年金機構から送付される「裁定請求書」
※住民票コードがわからない方や配偶者の年金加入種別によっては、住民票などが必要な場合があります。

【お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

国民年金付加年金制度のお知らせ

■**老齢基礎年金の額を増やしたい方は「付加年金」に加入を！！**
国民年金の第一号被保険者の方（自営業などの方と学生の方に限られ、サラリーマンなどの方とその被扶養配偶者の方は除かれます）が、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間、月額 15,250 円（平成 26 年度価格）の保険料を納めると、65 歳から 772,800（月額 64,400 円：平成 26 年度価格）の老齢基礎年金が支給されます。
この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には「付加年金」という制度があります。
☆**付加保険料と付加年金の額**
国民年金の一般保険料に加え付加保険料（月々 400 円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。
例えば、付加保険料を 5 年間（60 ヶ月）納めた場合、付加保険料の支払総額は 24,000 円（400 円×60 ヶ月）となりますが、65 歳から老齢基礎年金と一緒に支給される付加年金分の受給額は年額 12,000 円（200 円×60 ヶ月）となります。つまり、付加保険料を納めた分は 2 年間でモトが取れたことになり、3 年目からはお得となります。

ただし、付加年金は定額のため、物価の変動に対応した物価スライド（増額・減額）はありません。
また、付加年金は老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰上げ支給又は繰下げ支給をしたときには本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額又は増額されることになります。
☆**付加保険料を納められる方**
①自営業者などの国民年金第一号被保険者の方。
②一部免除を含め、保険料を免除されていない方。
③国民年金基金の加入員になっていない方。
また、60 歳以上 65 歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。なお、付加保険料は、納付期限を過ぎると納められません。

【お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213
北見年金事務所 Tel 0157・33・6008

AED を無料で貸出します！！

遠軽地区危険物安全協会では、地域住民が参加する催し物や各種大会で参加者が心肺停止状態に陥ったときの救命活動を目的に、AED（自動体外式除細動器）の無料貸出事業を行っています。営利を目的としない催し物や大会などが対象で、AED の講習などを修了している方の参加が貸出条件となります。貸出台数は 1 台のため希望される方はお早めに申してください。
【申込・お問い合わせ】
遠軽地区危険物安全協会事務局
Tel 0158・42・7600

雇用保険制度が改正されました

■**育児休業給付金の支給率が引き上げられました**
平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する育児休業から、育児休業の初日から 180 日目までの給付率が 67%（従来は 50%）に上げられました。
※育児休業給付金の支給を受けるには一定の要件があります。

■**「就業促進定着手当」が創設されました**
雇用保険の再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に 6 ヶ月以上雇用され、再就職先での 6 ヶ月間の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の 6 ヶ月分（上限額あり）を支給する制度です。
※平成 26 年 4 月 1 日以降に再就職することなど一定の要件があります。

【お問い合わせ】
遠軽公共職業安定所
Tel 0158・42・2779

米トレーサビリティ法をご存知ですか？

食品事故などの問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定するため米や米加工品の取引などの記録を作成・保存することを事業者が義務付けています。
また、消費者の皆さんの商品選択の際の参考とするため、事業者が産地情報の伝達を義務付けています。
消費者である私たちにも関わりのある法律です。私たちも法律を知ることによって「安心・安全」なお米を未来へ繋げていきましょう。

【お問い合わせ】
北海道農政事務所北見地域センター
Tel 0157・23・4171
※農林水産省ホームページで詳細をご覧ください。

やめて！ごみの違法焼却！ 役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

家庭や事業所などにおけるごみの焼却（野外や簡易焼却炉での焼却）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部を除き禁止されています。ごみの焼却は、ばいじん、煙、悪臭などが発生して、周辺に悪影響を与えるほか、有害なダイオキシン類の発生などにもつながります。近所迷惑となりますのでごみの焼却はやめましょう。
■**例外的に焼却できるもの**
○国、地方公共団体の施設管理のための焼却
○災害予防、復旧など（凍霜害防止のためのワラの焼却、災害時の木くずなどの焼却）
○風俗習慣、宗教上の行事（どんど焼きなど）
○農林水産業を営むため止むを得ない場合（ワラなどの焼却、伐採した枝などの焼却など）
※廃タイヤ・プラスチックなど環境保全上支障を生じる焼却は例外とならない。

○日常生活で行われる軽微なもの（焚火・キャンプファイヤーなど）
■**焼却炉で焼却する場合**
焼却炉でごみを焼却する場合は、構造基準を満たした設備でなければなりません。
○空気取入口、煙突先端部以外に焼却設備内と外気が接することなく 800 度以上の状態で焼却できる
○燃焼に必要な空気を供給するファン、温度計、助燃装置を備えている

など他の基準についても全て満たしている必要があります。また、焼却方法は煙突先端部から発生ガス、火炎、黒煙が排出されない、灰などが飛散しないようにすることとなっています。
※ドラム缶、簡易焼却炉は基準を満たしていないため禁止対象です。

◆**罰則：ごみ（廃棄物）の不法焼却禁止違反** [5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金又はこれらの併科]

法人道民税などの申告はインターネットで！！

北海道では、地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受付けています。利用できるのは、北海道に申告を行う納税者（税理士など代理人含む）で、利用届出の手続きをされている方です。利用方法詳細はエルタックスホームページをご覧ください。
【お問い合わせ】
北見道税事務所課税課事業税間税係
Tel 0157・25・8681

Information Board 情報掲示板

借金・金融一般相談会・ 税務相談会の開催案内

北海道財務局の相談専門員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたにあった解決方法を提案します。「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。また、「相続税、贈与税、譲渡所得の税務相談会」も同時に開催します。相談は無料、予約も不要です。ぜひお気軽にご利用ください。

■受付日時
6 月 11 日 9 時～ 16 時
（12 時～ 13 時を除く）
■会 場
北見市合同庁舎 2 階
○住所 北見市青葉町 6 番 8 号

【お問い合わせ】
北海道財務局相談員直通
Tel 011・807・5144 又は
Tel 011・807・5145

狂犬病注射を受けてください !!

4月に全町で狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ飼い犬に予防注射をされていない方は必ず受けてください。

◆畜犬登録及び狂犬病予防注射日程

7月6日（日）

栄地区	旧山内商店前	9：00～ 9：10
若佐地区	若佐コミセン前	9：20～ 9：30
知来地区	知来公民館前	10：00～ 10：10
仁倉地区	仁倉公民館前	10：20～ 10：30
浜佐呂間地区	浜佐呂間活性化センター前	10：40～ 10：50
幌岩地区	幌岩公民館前	11：00～ 11：10
富武士地区	富武士消防車庫前	11：30～ 11：40
若里地区	若里浜児童公園前	11：50～ 12：00
佐呂間地区	町民センター前	13：30～ 13：40
	農協スタンド前	13：50～ 14：00

☆狂犬病予防注射料 3,110円（年に1回）
※往診を希望される方はご連絡ください。
往診料 別途 500円
☆登録料 3,000円（生涯に一度）
◆動物病院で注射された場合、役場で注射済票（550円）の交付を受けてください。
【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

犬はマナーを守って正しく飼いましょう !!

☆フンの始末は最低限のマナーです !!

犬を散歩させることは、犬にとってストレスの発散になり、適度な運動をすることで、犬の健康にも人の健康にも良いことです。しかし、気持ちよく散歩していても犬のフンがあちこちにあっては、せっかくの散歩も不快になってしまいます。犬を散歩させるときは、必ずビニール袋などを持参し、フンの始末をしてください。これは、最低限のマナーです。また、散歩は他の犬や通行人の迷惑にならないよう必ずリードなどでつないで散歩しましょう。

☆放し飼いはダメ !!

飼い犬は必ず鎖などで繋ぎ止めるか、檻などで囲い、外へ出さないようにして飼うことが義務付けられています。放し飼いは絶対にやめましょう。また、町では野犬の捕獲を行っています。飼い犬との区別がつかず捕獲してしまうことがあるので、放し飼いはせず、必ず繋ぎとめてください。

【お問い合わせ】
役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

介護保険料について

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料などを財源とし、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。

平成26年度の介護保険料（65歳以上の方）については、7月上旬にお知らせします。安心して介護サービスが利用できるよう保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

■普通徴収の方は
納付書を送付しますので、納期（7・8・9・10・11・12月）にしたがって役場窓口などで納付していただくこととなります。年度途中で65歳になられた方や佐呂間町へ転入された方も普通徴収となります。

■特別徴収の方は
4・6・8月（仮徴収）に年金から引き去りした保険料額を除いた額を10・12月、翌年2月で徴収させていただきます。

■介護保険料額の減額について
町では、保険料段階の第1段階及び第2段階の高齢者世帯（世帯全員が65歳以上）のうち、低所得者の方を対象に保険料の減額を行っています。

○減額の対象となる方

第1段階	老齢福祉年金受給の方のうち、低所得者と認められる方
第2段階	町民税非課税世帯の方のうち、低所得者と認められる方

（課税年金収入額+合計所得金額≤80万円/年を満たす方）
第3段階から第7段階の方は減額の対象となりません。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課介護保険係 Tel 2・1212

防火管理講習のご案内

消防法施行令に基づく、防火管理者（甲種・乙種）の資格を取得するための講習会を行います。火災などの発生防止と被害軽減のためには、防火管理者は防火管理の重要性を十分に再確認し、防火管理業務を遂行させていくことが重要です。皆さんの事業所もぜひ、防火管理者の育成に努めていただきますようお願いします。

■日	時	甲種	7月9・10日 10時～16時
		甲種再講習	7月9日 13時～15時
		乙種	7月9日 10時～16時
■会	場	遠軽町福祉センター	
■受	講	料	甲種・乙種 各3,500円
			甲種再講習 3,000円
■申込締切	6月27日まで		

【お問い合わせ】
遠軽地区広域組合消防本部予防課
Tel 0158・42・2050

後期高齢者医療制度のお知らせ
～平成26年度の保険料などについて～

◆7月に保険料額をお知らせします
平成26年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

≪保険料の計算方法≫

均等割
[1人当たりの額]
51,472円

+

所得割
[本人の所得に応じた額]
(平成25年中の所得ー33万円)
×
10.52%

=

1年間の保険料
(100円未満切捨)

○年間の保険料限度額は57万円が上限です。
○所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
○年度の途中で加入された場合は、加入した月からの月割で計算します。

☆保険料のお支払は、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方はお問い合わせください。

※保険料の支払いが困難な場合はご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情がある場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

【お問い合わせ】役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

町営住宅空家状況

5月16日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

≪公募期間のある町営空家住宅≫
■宮前団地
2階建3LDK 2階2戸24,200円～
※公募期間終了のため空家状況についてはお問い合わせください。

≪随時入居可能な町営住宅空家≫
■栄団地
2階建3LDK 1階2戸15,300円～
■若佐第2団地
2階建3LDK 2階1戸15,700円～

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場建設課管理係 Tel 2・1210

経済センサス基礎調査・商業統計調査のお知らせ

総務省と経済産業省は、平成26年7月1日に、全国の全ての事業所及び企業を対象に、両調査を一体的に実施します。経済センサス基礎調査は、我が国の事業所・企業の基本的構造を明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報の整備を図ることを目的とし、商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。
6月下旬に調査員が訪問して調査票を配布しますので。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。
調査について不明な点がある場合は訪問した調査員又は役場企画財政課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】
役場企画財政課計画係
Tel 2・1214

特別養護老人ホーム代替え職員募集

佐呂間町では下記のとおり、特別養護老人ホームの代替え職員を募集します。

■募集職種及び人員
看護職員 1名
■応募資格
正看護師の資格を有する方又は准看護師の資格を有する方。
■申込方法
履歴書、看護師免許証又は准看護師の免許証の写しを持参で提出。
■受付期間
6月2日から随時受け付け

【お問い合わせ】
佐呂間町立特別養護老人ホーム「愛の園」総務係
Tel 01587・2・3076

95

58

農業委員会選挙
投票日は7月6日！

7月19日で任期満了となる農業委員会委員の選挙が、7月6日に行われます。有権者及び立候補予定者、関係者の方は次の事項を十分に留意願います。

- 選挙期日など
○投票 7月6日 7時～18時まで
○告示 7月1日
○開票 7月6日 19時30分～ 町民センター
○委員数 15名

■有権者について
平成26年1月1日現在により調整し、縦覧の上3月31日に確定した農業委員会委員選挙人名簿に登載されていて、現に本町に居住し農業に従事している方に選挙権があります。

■立候補届出について
立候補の届出期間は、7月1日、8時30分から17時までの1日間です。郵便による届出は一切認められません。

■期日前投票について
投票日の当日に投票所へ行けない方は、次の期間、期日前投票ができます。
○期間 7月2～5日
○時間 8時30分～20時
○場所 選挙管理委員会事務局（役場内）

■投票所入場券について
入場券は7月3日までに到着するよう郵送しますが、選挙権があっても到着しない方は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。また、無投票となった場合は郵送しません。

■立候補予定者説明会について
立候補予定者説明会を次のとおり開催します。
○日時 6月12日 13時30分
○場所 佐呂間コミセン集会所

■投票場所について
第1投票区 町民センター
（西富・北・東・知来・富武士・若里）
第2投票区 浜佐呂間活性化センター
（仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速）
第3投票区 若佐コミセン
（栃木・川西・中園・若佐・武士・朝日・富丘）
第4投票区 栄公民館
（共立・大成・栄・啓生）

【お問い合わせ】
選挙管理委員会事務局 Tel 2・1292

税務職員募集のお知らせ

札幌国税局では、税務職員を募集しています。
■試験の程度 高校卒業程度
■受験資格 高校卒業見込みの方及び卒業後3年を経過していない方。
■受験申込受付期間
①インターネット 6月23日～7月2日
申込専用アドレス
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
②郵送又は持参 6月23日～6月26日（通信日付印有効）
■試験内容など
1次試験 9月7日
（基礎能力試験、適正試験、作文試験）
1次試験合格発表 10月9日
2次試験 10月16～24日の指定する1日
（人物試験・身体検査）
最終合格発表 11月18日
【申込先】
〒060・0042 札幌市中央区大通西12丁目
人事院北海道事務局
【お問い合わせ】
北見税務署総務課 Tel 0157・23・7151
札幌国税局人事第2課採用担当 Tel 011・231・5011

「児童手当現況手当」の提出を忘れずに！

現在、児童手当の支給対象者（中学校3年生までの子どもがいる方）は、下記期限までに「児童手当現況届」を提出してください。この届出は、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当の支給を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するための大切な届出です。（現在受給されている方には個別に通知します。）必ず期日までに下記の持参するものを確認の上、提出してください。
■持参するもの
○印鑑 ○保険証（国民健康保険以外の加入者のみ）
■手続先 役場保健福祉課社会福祉係
若佐支所・浜佐呂間出張所
■受付期間 6月30日まで
※平成26年1月1日以降に佐呂間町に転入された方は、前住所のある市町村から平成26年度「所得課税証明書」を取寄せてください。
※受付期限までに「現況届」の提出がない場合は、受給資格があっても6月分以降の児童手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。
☆公務員の方は勤務先での手続きとなりますので届出は必要ありません。
【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

ふるさとまちづくり振興事業をご活用ください！！

「ふるさとまちづくり振興事業」とは、町民の皆さんが個人や団体で取組まれる、地域の持つ「自然や文化・歴史」を活かした諸活動を行うために必要な備品などの購入や地域の特色ある景観の保存と創造を目的とした維持管理費用、地域間交流をはじめとする人材育成のために行う国内外の研修事業への参加などに対して、町が助成を行う制度です。対象事業の概要は、次の表のとおりです。また、「ちびっこ探検学校ヨロノ島参加事業」をはじめとし、これまでに51件の事業に助成しています。本事業の助成を希望される個人・団体の方は、役場企画財政課企画係までご連絡ください。

＜文化の里づくり＞対象事業の概要
①本町における伝統的かつ継承が必要な文化活動の活発化や掘りおこしをするため、地域がもつ素材を活用し、広く町民の意識を高めるための諸事業。
②本町がもつ素材をもとに、地域に密着したユニークで新たな文化の創造を行い、住民の連帯感やまちづくりの意識高揚につながる日常的な実践活動で、創作、発表、奨励、普及などの諸事業。
■助成事業事業者 個人・団体。ただし、文化連盟などの上部団体は除く。
■対象経費・補助率 事業を行う上で必要と認める備品など。ただし、更新については、耐用年数が経過したものとし、特に必要と認めるものとする。
○補助率 1/2以内。ただし、団体の事業については8割以内。

クールオホーツクで地域を活性化！

オホーツク総合振興局からのお知らせです。振興局では、オホーツク地域ならではの取組みとして、夏のオホーツクといえば「ブルー」の定着を目指し、クールビズを主として「オホーツクブルー」をファッションなど様々なものに取り入れた『クールオホーツク』を展開していきます。皆さんの積極的なご参加をお願いします。
■目的 「オホーツクラしさを活かした環境保全活動」と「オホーツク地域の活性化」。
■期間 ○7月1日～8月31日
毎週火曜日はクールオホーツクデー
○8月6日 「オホーツクブルーの日」（集中取組日）
■取組 ①オホーツクブルーを取り入れたエコ＆クールなライフスタイルの推奨。
②団扇・扇子などを活用した節電の取組。
③その他「オホーツクブルー」を取り入れたもの。

＜ふるさと景観づくり＞対象事業の概要
街並み、自然、地域の特色ある景観などの保存及び地域の生活文化に関連した新たな景観づくりなどを進め、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する諸事業。
■助成事業者 個人・団体。
■対象経費・補助率 事業を行う上で必要と認める維持管理費用。
○補助率 1/2以内。

＜ふるさと交流ネットワーク＞対象事業概要
①都市との地域間交流や諸外国との交流などを通じ、本町の将来を考えながらふるさと運動を推進していくための人づくりを推進する諸事業。
②新たな発想のもとに地域の生活、文化、福祉、スポーツ、産業などの地域振興を目的とした先導的な取組みなどの調査研究及び指導者などの技術習得をすることにより、ゆとりと潤いのある地域づくりを進める事業。
■助成事業者 個人・団体。ただし、国内研修・国外研修各1回限りとする。（推進委員会が推奨する事業への参加は1回に限り回数に含めない。）
■対象経費・補助率 研修に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用。
○補助率 学生 1/2以内
大人 1/3以内

【お問い合わせ】
役場企画財政課企画係 Tel 2・1214

児童相談所移動総合相談の開催日が変更となります！！

町広報5月号掲載の平成26年度北見児童相談所移動総合相談室の開催日が下記のとおり変更となります。

■移動総合相談室
○開設日 7月7日 ⇒ 7月14日
10月27日 ※10月は変更なし。

相談は、児童の発達・非行・不登校・しつけに関することや療育手帳の判定など種別は問いません。
相談を希望される方は、1ヵ月前までに役場保健福祉課社会福祉係又は、保健師にお申込みください。

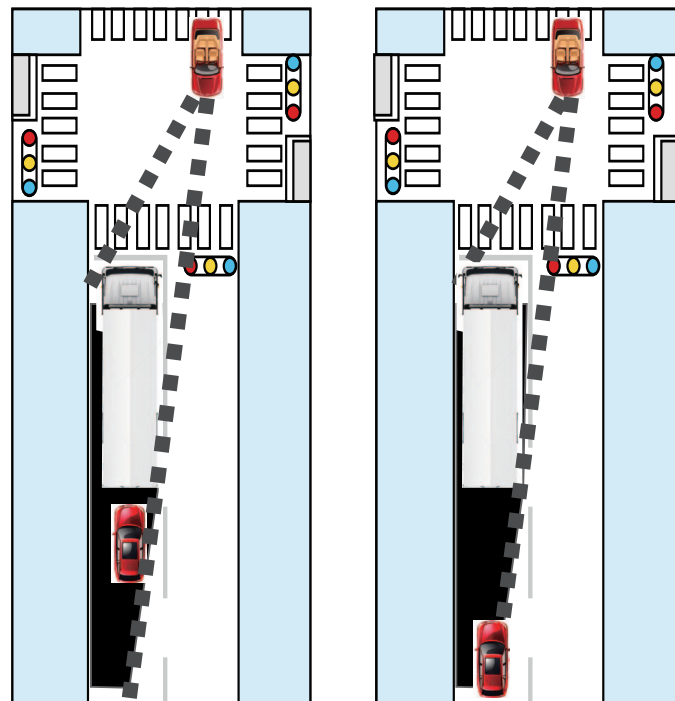
※詳しい時間や場所は、相談順番などを決めた後、申込者に直接お知らせします。

【お問い合わせ】
役場保健福祉課社会福祉係・保健推進係（保健師）
Tel 2・1212

セーフティロード☆サロマ

Traffic Safety

[交通安全]



上の図の左は、前のトラックと車間距離をとらずにいるため、対向車からは死角に入り、存在を見せることができていません。右の図のように車間距離をとることで死角から外れ、自分の存在を対向車に見せることができます。このように、車間距離をとることは自分だけでなく、相手にも注意してもらうために有効なものです。

7/1 ▶ 7/20 夏の交通安全運動

7月1日から夏の交通安全運動が始まります。期間中は特に交通安全に気をつけて、交通事故を予防しましょう。

車間距離とっていますか？ `危険を作らない、上手な運転を`

暖くなり、休日にはドライブに出かけることも増える時期になってきました。子どもたちが外で元気に遊ぶことも多くなります。運転手の皆さんは、改めて交通安全の意識を高めてセーフティドライブをお願いします。

☆十分な車間距離を取りましょう

車間距離を取るのには、前を走る車が急ブレーキをかけたときに追突するのを防ぐためだけではありません。前を走る車に接近して走っている場合、対向車からは見えづらくなるため、交差点などで右折待ちをしている車が気付かず、前方の車が通過直後に右折してくる可能性があります。特に、前の車が大型車の場合は完全に隠れることもあるため大変危険です。自分の車の存在を`見せる、`ことも大切な運転のマナーです。

♪ちょっと小話♪

4月のことです。北見市から佐呂間に帰る途中、後ろから凄いスピードで接近してくる車がありました。その車は私の車のすぐ後ろに車間距離をほとんど取らずピッタリ。バックミラーで見ると、なんとご年配の夫婦。トンネル前で追い越されると、その前の車にもピタリ。また追い越していきました。すると、それだけ飛ばしていても、若佐の交差点で一緒になりました。しかも、なんと佐呂間方面へ。その後、再び、どんどん追い越しをかけて消えていきました。その後、佐呂間市街で見覚えのあるその車を発見。ああ…、佐呂間町民…。安全運転をお願いします！

☆本当の上手な運転とは？

運転歴が長いからと自分の運転技術を過信してはいませんか？実際に、町内でも見かけることもあるのが、自分の技術を過信した運転です。スピードを出してカーブに進入する、駐車場から急発進する、交差点で対向車がきているのに急加速で右折するのは、これくらいなら操作できる、回避できるという過信から行われる運転です。優れた運転技術は危険を回避できることも確かに含まれますが、それよりも`危険を作り出さない、`ことが本当に優れた運転技術です。周囲の車や歩行者に不安を感じさせない運転を心がけましょう。



デイライト運動実施中!!
昼間もライト点灯で事故減少の効果!!あなたも参加しませんか?デイライト運動!!

▼STOP ザ 交通事故
ちよつとだけ
そんな時にも
ヘルメット

若佐小学校4年
田中遥陽

▼交通事故発生状況
(平成26年4月末現在)
発生 2件 (+2件)
死亡 0人 (±0人)
傷者 7人 (+7人)
(-)内は前年比

▼交通事故死亡事故ゼロ運動
300日(5/19現在)

船舶職員への最短距離!!

国立宮古海上技術短期大学校は、国土交通省の所管する学校で、優秀な船舶運航技術者の育成を目的とし、海と船をフィールドに学んでいます。卒業生には、海技資格における特典が付与され、海運界はもちろんその関連産業を中心に幅広く活躍しています。ぜひ、オープンキャンパス、学校説明会にご参加してみませんか？

■オープンキャンパス

見学型 6月14日 体験型 7月5・26日 9月6日

■学校説明会 札幌市KKRホテル 6月28日

■選抜区分

AO入試、自己推薦入試、一般入試、共通選抜入試など多種多様な選抜方法があります。

【お問い合わせ】

岩手県宮古市磯鶴2-5-10 国立宮古海上技術短期学校
教務課 Tel 0193・62・5316

篤志寄附 ありがとうございます

この度、後藤若松氏(東京都:町内知来出身)から20万円の篤志寄附がありました。この寄付は福祉事業基金に積立て、有効に活用させていただきます。大変ありがとうございました。

猪澤一雄氏(釧路市)から図書館の図書購入費に役立ててくださいと篤志寄附がありました。大変ありがとうございました。

今井一男氏(東京都)から災害復興基金に役立ててくださいと、篤志寄附がありました。大変ありがとうございました。

匿名希望で、シンデレラ夢まつりに役立ててくださいと、篤志寄附がありました。大変ありがとうございました。

匿名希望で、災害復興基金に役立ててくださいと、篤志寄附がありました。大変ありがとうございました。

乳がん検診のお知らせ

女性の15人に1人は乳がんにかかると言われ、ここ数年、がんによる死亡の中で若い女性に最も多いのが乳がんです。定期的に検診を受けることが、乳がんの早期発見・治療につながるため、2年に1回の受診をお勧めしています。受診を希望される方は下記までご連絡ください。

■検診日 7月18日

■受付時間 8時45分～10時 12時30分～13時30分

■申込締切 6月24日

■検診対象者 原則40歳以上の女性(優先順位有)

※乳房に症状がある方や、病院で医師から経過観察の指示が出ている方には、医療機関での受診をお勧めし、町の乳がん検診はご遠慮いただいています。

※乳がん検診は法令に基づき、2年に1回の受診として、昨年度町の乳がん検診(平成25年7月・平成26年3月実施)を受診された方は、今年度対象外となりますのでご了承ください。

☆乳がん検診無料クーポンの活用を

対象の方に乳がん検診無料クーポンを6月に送付します。ぜひ、無料クーポンを利用して乳がん検診を受診しましょう。

○無料クーポン対象者

平成26年4月1日現在で40歳の方

○クーポン受診勧奨者

平成21～24年度に無料クーポン対象であった方で、`クーポン、`を利用しなかった方及び平成25年度までに`町の乳がん検診を受診されていない方、`に今年度、無料で乳がん検診を受診できるご案内をします。

【申込・お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係 Tel 2・1212

人の動き

—4月末の人口—

◆人 口 5,677人 (+22) [内外国人 131人]
◆男 2,656人 (+5) [内外国人 9人]
◆女 3,021人 (+17) [内外国人 122人]
◆世帯 2,552戸 (+24) [内外国人世帯 113戸]
※()内は前月比。

忘れずに

今月は、町道民税を納付する月です。忘れずに納めましょう。事情があつて「納期限までに納められない」又は「一度に納められない」などの納税の相談や、町税について不明な点がありましたら、左記までご相談ください。

■6月の納税

☆町道民税(第1期)

【ご相談・お問い合わせ】

企画財政課資産税係

徴収対策室

Tel 2・1214

ご寄附 ありがとうございます

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

宮前町 稲田 勇一 さん

幌岩 池田 道恵 さん

北 久米 義春 さん

幌岩 内田 法子 さん

武 林 哲夫 さん

北 金澤 國昭 さん

北 久米 義春 さん

北 久米 義春 さん